

伊那市自主防災組織施設整備事業の概要

この事業は、火災、地震その他災害による被害の軽減及び防止を図るため、区、町等の自治会による自主防災組織が設置する防災施設整備に要する経費に対し、市の予算の範囲内で補助金を交付する事業です。

1 補助の対象となるもの

自主防災組織が整備する以下の防災用品です。

現場本部用品	備蓄資機材収納庫、標旗、腕章など
情報伝達用資器材	電池メガホン、警笛、テレビ、ホワイトボードなど
消火用機器材	消火器及び格納箱、D型可搬ポンプ、消火バケツなど
救出用機器材	ロープ、バール、発電機、投光器、鋸など
救護用機器材	担架、救急セット、AED、テント、ビニールシートなど
避難用機器材	ヘルメットなど

※整備したい防災用品が補助の対象になるか不明な場合や、申請書類が必要な場合は、危機管理課防災係までお問い合わせください。なお、同一組織が2年続けて補助を受けることはできません。（令和6年度に補助を受けた組織は、令和8年度以降に申請してください。）

2 補助率及び限度額

- ・補助率： 70%以内 ※千円未満切り捨て
※市の予算の範囲内において補助を行うため、70%以下になる場合もあります。
- ・限度額： (1) 150戸未満で組織する自主防災組織の場合 200,000円
(2) 150戸以上で組織する自主防災組織の場合 300,000円

例：災害対策用テントと役員用ヘルメットなどを250,000円で整備したい場合
※仮に自主防災組織の構成は180戸とすると、限度額300,000円になります。
市からの補助金額 $250,000円 \times 70\% = 175,000円$ (千円以下切捨・限度額内)
自主防災組織負担額 $250,000円 - 175,000円 = 75,000円$

3 受付期間 令和7年6月2日(月)～令和7年6月27日(金) (予算がなくなり次第終了となります。)

申請様式の電子データは伊那市公式ホームページからダウンロードできます。
<トップページ→オンラインサービス→申請書ダウンロードコーナー→安全・安心>

お問合せ	総務部危機管理課防災係	電話 78-4111(内線2053)
	高遠町総合支所総務課総務係	電話 94-2551
	長谷総合支所総務課総務係	電話 98-2211